

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 令和 6 年 3 月改訂 【概要版】

嘉手納町・読谷村・比謝川行政事務組合

1. 計画の概要

（1）計画策定の主旨・目的

比謝川行政事務組合及び組合を構成する嘉手納町と読谷村（以下、「本地域」という。）では、平成 27 年 2 月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、同計画に基づいて、持続可能な社会の実現に向け鋭意努力してきたところである。しかし、近年、ごみ処理行政の動向が変わってきており、新型コロナウイルス感染拡大によりライフスタイルの変化等も生じていることから、計画を見直しする必要性が生じている。また、環境美化センターが長期間稼働していることを踏まえ、新施設について検討する時期を迎えている。

以上を踏まえ、計画の進捗状況を検証し、持続可能な社会の実現に向けた取組を更に推進するため、一般廃棄物のうち「特別管理一般廃棄物」を除く「ごみ」を対象として、計画見直しを行う。

（2）計画期間

計画期間は、平成 27 年度を初年度とし、令和 11 年度を計画目標年度とする 15 年間とする。

2. ごみ処理の現況及び課題

（1）ごみ処理の流れ

もやせるごみは、環境美化センターの焼却施設で焼却処理し、残渣は一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。もやさないごみ及び粗大ごみは、粗大・不燃ごみ処理施設で破碎・選別処理により金属類の資源物回収とごみの減容化を行い、可燃物は焼却施設で焼却処理し、不燃残渣は一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。環境美化センターは、基幹的設備改造によって令和 11 年度まで延命化が図られている。

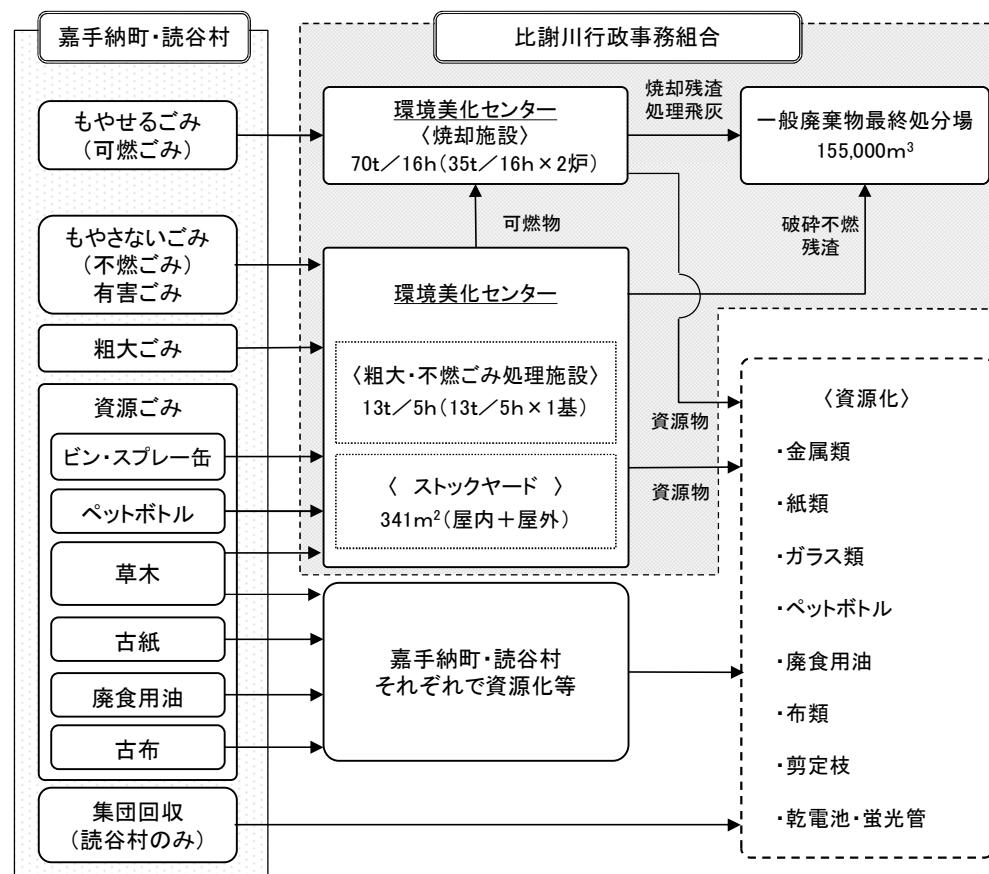


図 1 ごみ処理フロー

（2）ごみの排出状況

① ごみ排出量

ごみ排出量原単位は、新型コロナウイルス感染拡大により在宅時間が増えたことで、令和 2 年度に増加したが、令和 3 年度以降は概ね横ばいで推移している。

本地域の最新実績（令和 4 年度）と沖縄県及び全国の実績（令和 3 年度）を比べると、本地域は沖縄県及び全国の実績よりも上回っている。これは、草木の回収が進み、資源ごみ排出量が増加していることが一つの要因と考えられる。

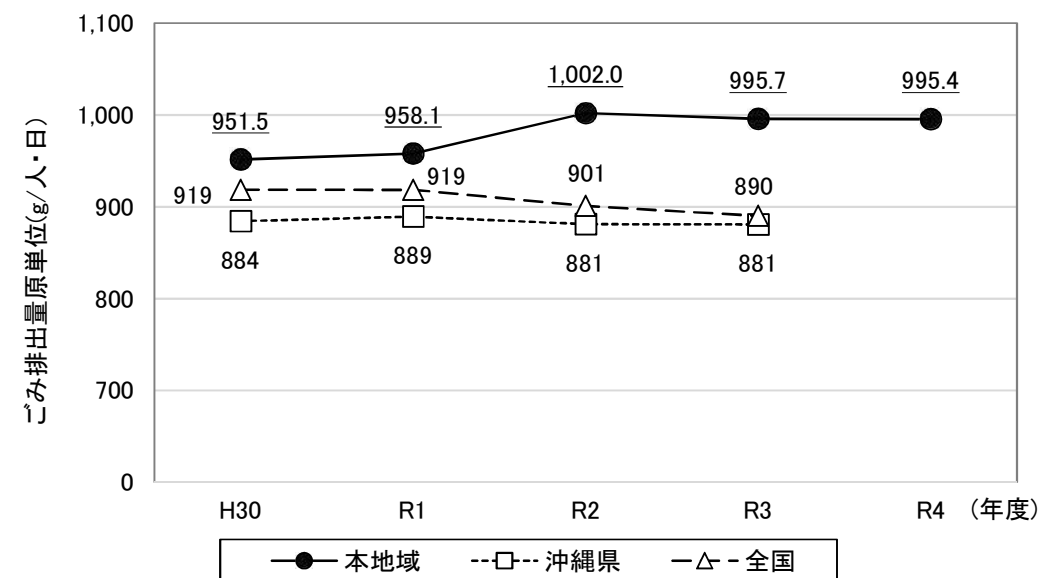


図 2 ごみ排出量原単位

② リサイクル率

本地域の令和 4 年度のリサイクル率（総資源化量÷総排出量）は 24.4%となっており、増加傾向で推移している。増加している主な要因は、草木の回収が進んでいることである。

リサイクル率について、本地域の最新実績（令和 4 年度）と沖縄県及び全国の実績（令和 3 年度）を比べると、本地域は沖縄県及び全国の実績よりも上回っている。

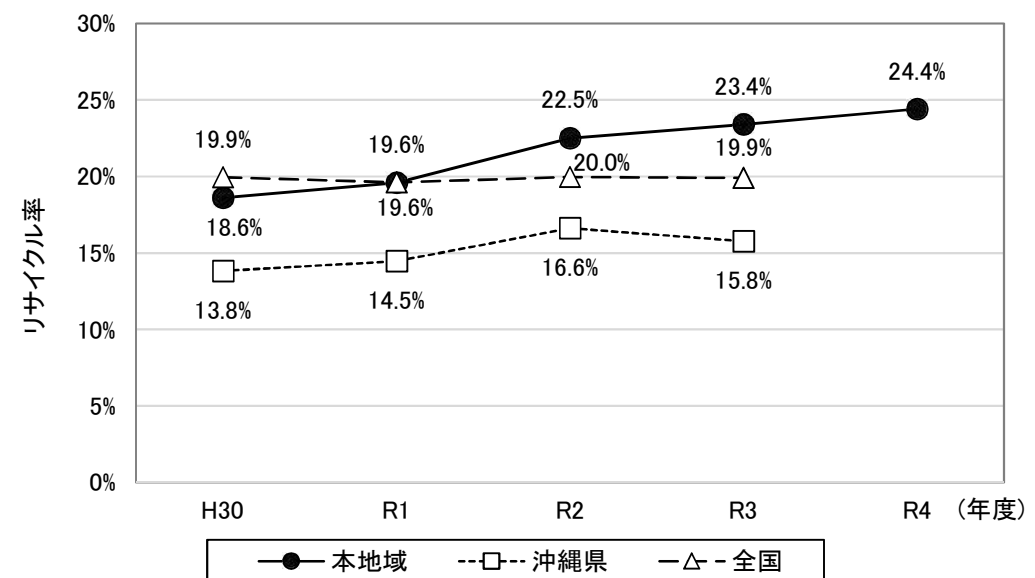


図 3 リサイクル率

③ 最終処分率

本地域の令和 4 年度の最終処分率（最終処分量÷ごみ排出量）は 10.5%となっており、微減傾向で推移している。

最終処分率について、本地域の最新実績（令和 4 年度）と沖縄県及び全国の実績（令和 3 年度）を比べると、本地域は全国及び沖縄県の実績より高い状況にある。

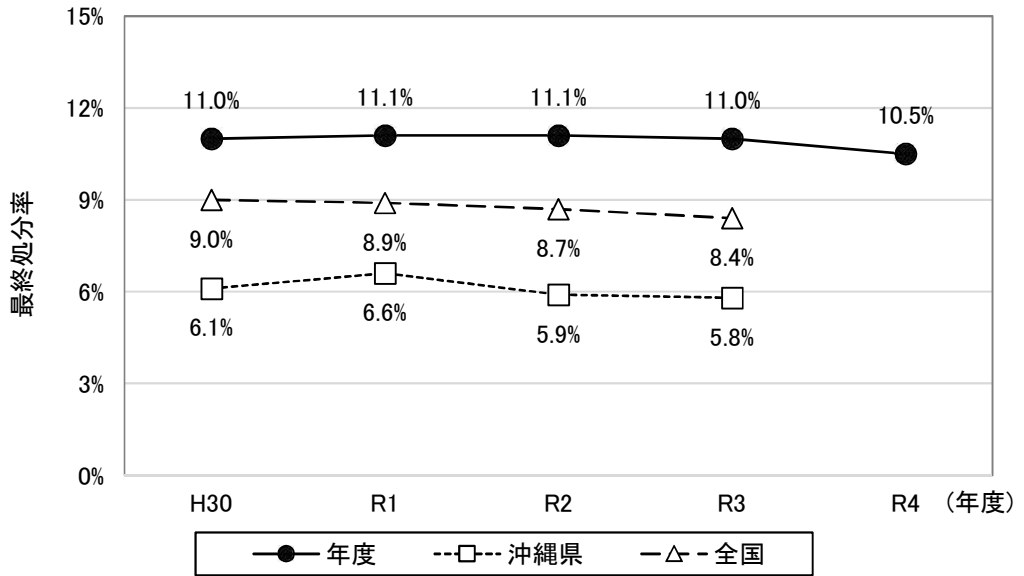


図 4 最終処分率

（２）一般廃棄物処理システム評価

ごみ総排出量は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響や、想定以上に草木の回収が進んだことにより増加したため、未達成である。一方、リサイクル率、最終処分率はともに計画で定めた目標を達成している。

表 1 前計画の目標値と実績値の比較

	中間計画目標値 （令和元年度）	実績値 （令和元年度）	達成評価※1
ごみ総排出量	17,128t/年	19,260t/年	×
リサイクル率※2	16.1%	19.6%	○
最終処分率※2	11.2%	11.0%	○

※1：目標達成（○）、目標未達成（×）。

※2：リサイクル率、最終処分率は対ごみ総排出量。

（３）施策の実施状況の評価

排出抑制・資源化の取組に関する施策を見ると、まだ未実施の施策が残っている。収集・運搬、中間処理、最終処分に関する施策は、概ね実施している。

未実施の施策例

- ・学校での環境教育教材・副読本の活用
- ・地域の商工会議所等と協力・連携してマイバック運動、レジ袋対策を実施
- ・事業所から排出される資源物のリサイクルルートが確保できるように支援
- ・積極的な再生品利用（グリーン購入）を進める

（４）ごみ処理の課題

① 排出抑制・再資源化の課題

- 住民・事業者・行政の三者による連携の促進

適正なごみ処理や減量化・資源化を進めていくためには、住民、事業者、行政の三者による連携が重要である。

- ごみ排出量の抑制

- ・家庭系・事業系ごみの排出抑制

新型コロナウイルス感染拡大による影響等もあるが、現状、計画どおりに減量化が進んでいない。

事業系ごみの排出量は県平均より低いため、現状を維持する必要がある。

- ・施策の計画的な実施

未実施である施策を計画的に取り組んでいく必要がある。

- リサイクル率の向上

- ・可燃ごみに混入している資源物の分別の徹底

- ・資源物を出しやすい環境づくり

- ・資源ごみの分別収集

第 10 期沖縄県分別収集促進計画では、アルミ缶、スチール缶、ビン類の色分け、その他プラスチック、白色トレイも分別収集することとされている。本地域も、同様の品目を分別収集することについて検討する必要がある。

② 収集・運搬の課題

- ごみの適正な分別・排出の促進

産業廃棄物が多く持ち込まれているため、「事業系ごみ分別の手引き」を作成する等、産業廃棄物を持ち込ませないためのルール化が必要である。

- 収集・運搬の効率性・安定性の向上

- 収集・運搬の利便性の向上

③ 中間処理の課題

- 中間処理段階における循環利用の推進

- 新施設の整備

環境美化センターは、令和 11 年度以降に運用する新施設の整備について検討する必要がある。

④ 最終処分の課題

- 最終処分場の適正管理・延命化

残余容量を確保するため、最終処分場の増設について検討する必要がある。

⑤ ごみ処理費用の課題

- ごみ処理経費の削減

⑥ その他の課題

- ごみの不法投棄への対策

- 適正処理困難物等への対応

- 災害時の廃棄物処理への対応

3. 基本理念

ごみ処理基本計画の基本理念を以下のように掲げ、従来の処理・処分を中心としたシステムから、ごみを減量し、有効利用を図っていくシステム、いわゆる「持続可能な循環型社会」の形成を住民、事業者、行政が協働で目指す。

住民・事業者・行政の三者協働による
持続可能な循環型の地域社会づくり

4. ごみ処理基本計画

(1) 排出抑制目標の設定

本地域のごみ処理の実情を踏まえ、排出抑制の目標を以下のように定めた。

【家庭系ごみ】
嘉手納町・読谷村ともに現状対策を継続し、未実施の施策を計画的に実施していくことで減量化する。
減量化の割合は、5年ごとに約2%程度を見込む。

【事業系ごみ】
産業廃棄物の混入を防止することで、事業系ごみを現状よりも増加しないように抑制していく。



図 5 排出抑制・再生利用目標達成後のごみ排出量原単位の推計値

(2) 再生利用目標の設定

再生利用目標は、ごみ排出量が削減される中、草木等の資源ごみ回収量を維持し、集団回収を平成30年度と同等にまで戻すことによって、令和11年度で24.9%を目指す。

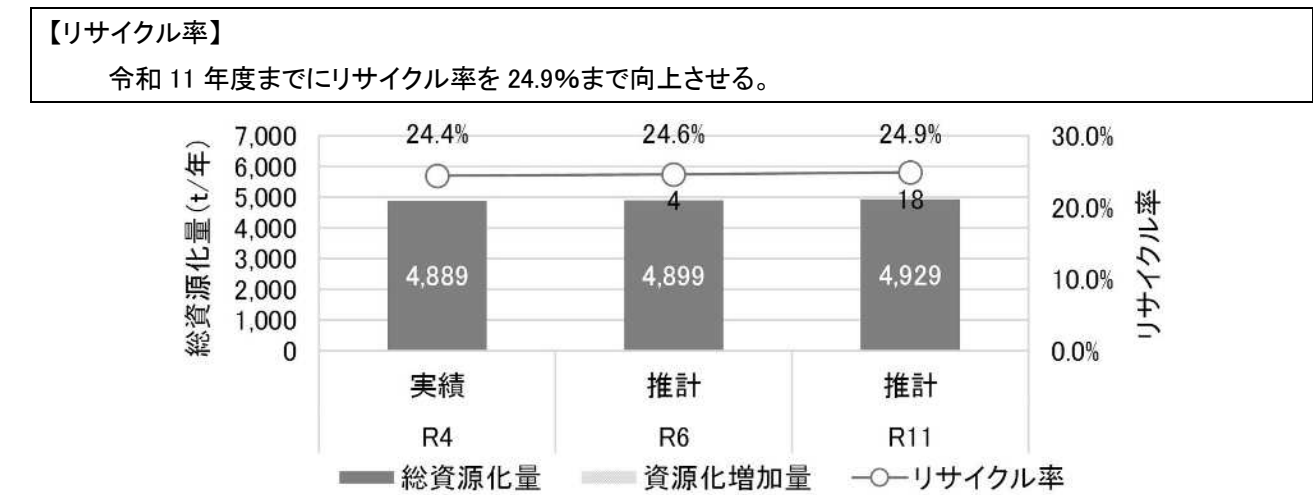


図 6 排出抑制・再生利用目標達成後の資源化量の推計値

(3) 施策体系

新たな目標設定を達成するには、現在取り組んでいる施策を継続しつつ、未実施の施策を中心に、各主体において計画的に取り組んでいく。

また、分別収集における課題を踏まえて、分別区分の変更について検討する。そして、環境美化センターの新施設整備、最終処分場の増設についても、併せて実施していく。

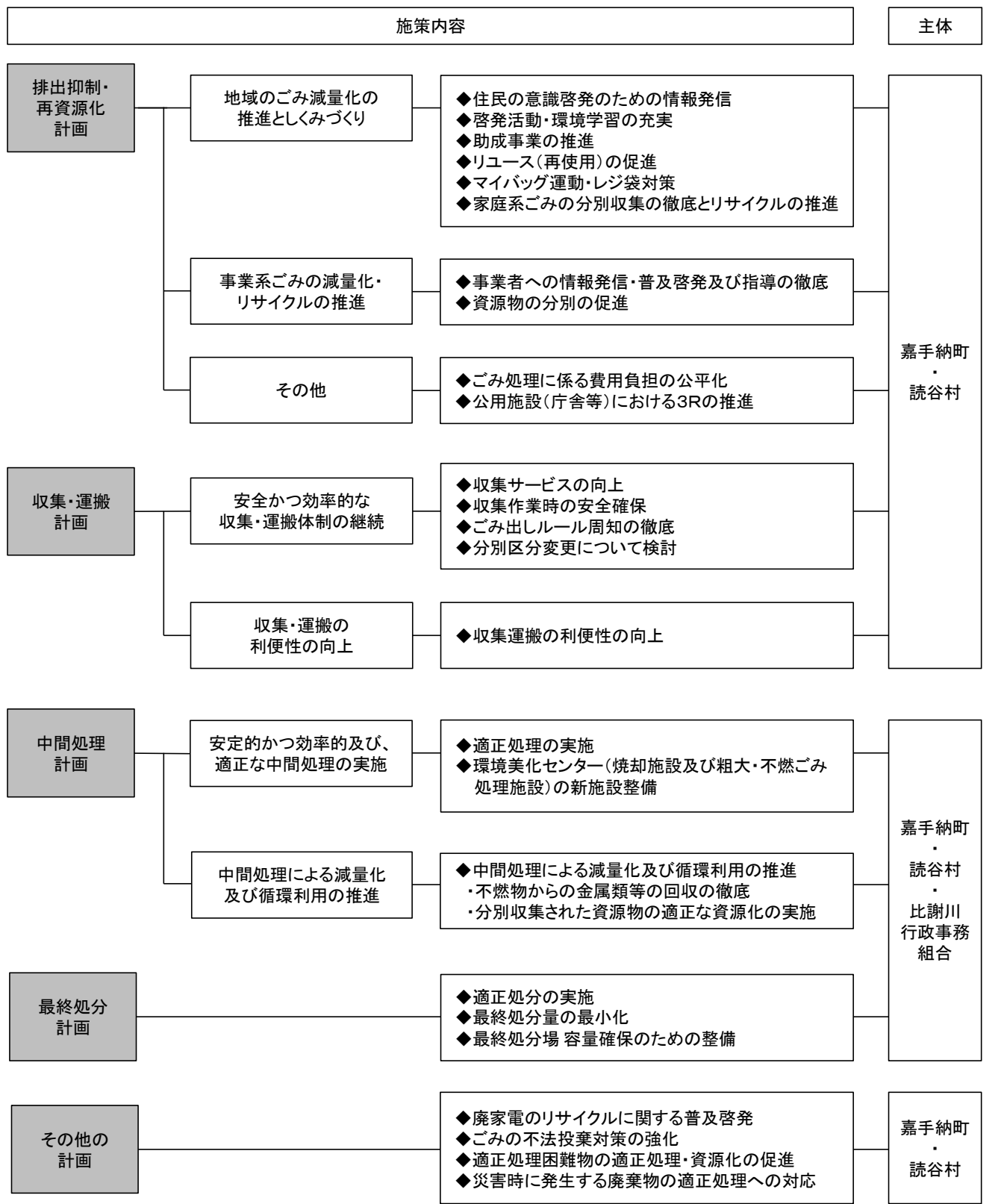


図 7 本計画の施策体系

(4) 排出抑制・再生利用計画

排出抑制・再資源化に関する基本方針は、循環型社会の構築に向けて、以下のとおり設定する。

【排出抑制・再生利用に関する基本方針】

住民・事業者・行政が互いに連携し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を意識して、それぞれが役割と責任を果たしながらごみの排出抑制・再生利用に取り組み、循環型社会の構築を目指す。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2には、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」と記載されており、構成町村は、計画に基づいた廃棄物行政を行うことが求められる。

各施策は、構成町村が主体となって適切に推進する。組合は、構成町村の方針に基づいた対応を実施する。住民や事業者は、構成町村が実施する各施策に協力し、ごみの分別徹底や排出抑制・再生利用等に努める。

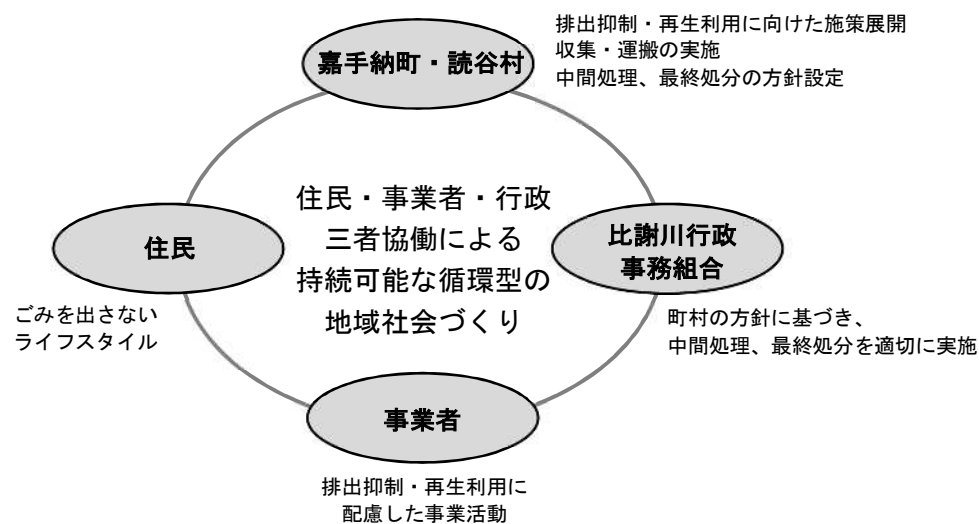


図 8 住民・事業者・行政の協働のイメージ

行政の取組

組合及び構成町村は、一般廃棄物の処理責任者として、一般廃棄物に関する適正処理及び3Rへの取組を推進するとともに、住民、事業者に対して、3Rの取組が円滑に行われるよう各種施策を実施する。

○住民の意識啓発のための情報発信

- ・ホームページや広報誌等を活用した家庭でできる3R運動等の情報発信
- ・ごみ問題や環境をテーマにした各種イベントの紹介
- ・地域のリサイクル活動（集団回収等）や清掃活動などの取組紹介
- ・食品ロスやプラスチックの削減に関する取組紹介

○住民への啓発活動・環境学習の充実

- ・ごみ処理施設見学の積極的受入れ
- ・学校での環境教育教材・副読本の活用
- ・ごみ問題や環境をテーマにした出前講座などの講習会の開催
- ・地域で行われるリサイクル活動や美化活動・清掃活動の推進
- ・マイバッグ運動の実施

○事業者への情報発信・普及啓発及び指導の徹底

- ・「事業系ごみ分別の手引き」を作成し、事業者配布することで、ごみの分別徹底を促す。

(5) 収集・運搬計画

収集・運搬の基本方針は以下のとおりとする。

【収集・運搬に関する基本方針】

(1)安全かつ効率的で安定した収集・運搬体制の継続

(2)収集・運搬の利便性の向上

収集・運搬に関する施策

資源ごみについては、アルミ缶、スチール缶、ビン類の色分け、その他プラスチック、白色トレイの分別収集について、令和7年度を目途に検討を進める。

(6) 中間処理計画

中間処理の基本方針は以下のとおりとする。

【中間処理に関する基本方針】

(1)安定的かつ効率的及び、適正な中間処理の実施

(2)中間処理による減量化及び循環利用の推進

中間処理に関する施策

環境美化センター新施設の整備事業を計画的に進める。

表 2 新施設の整備事業工程

項 目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
循環型社会形成推進地域計画										
候補地決定										
施設整備基本計画										
測量・地質調査										
生活環境影響調査										
発注仕様書等作成										
土木実施設計										
土木造成工事										
次期ごみ焼却施設整備										

※土木実施設計、土木造成工事は、候補地の地形によっては不要となる場合がある。

(7) 最終処分計画

最終処分の基本方針は以下のとおりとする。

【最終処分に関する基本方針】

(1)適正処分の実施

(2)最終処分量の最小化

(3)最終処分場の増設

最終処分に関する施策

最終処分量の残余容量は、現状のまま埋め立てていくと、令和15年度に満杯となる見込みである。そのため、最終処分場の増設工事を適切な時期に実施する。